

■返戻金に関する事項

当事務所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を払戻する制度）を設けております。次に定める金額を求人者に返還いたします。

就業開始後1ヶ月以内に自己都合退職又は解雇の場合：紹介手数料×80%

就業開始後3ヶ月以内に自己都合退職又は解雇の場合：紹介手数料×50%

就業開始後6ヶ月以内に自己都合退職又は解雇の場合：紹介手数料×10%

就業開始後6ヶ月以降の自己都合退職又は解雇の場合：返戻金なし